

建築基準法の申請手数料（許認可関係）

令和8年4月1日改正

手数料の名称	金額（円）	
	旧	新
検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料【第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号】	120,000	123,900
建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料【第43条第2項第1号】	27,000	28,400
建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料【第43条第2項第2号】	33,000	34,300
公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料【第44条第1項第2号】	33,000	34,300
公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料【第44条第1項第4号】	160,000	164,600
用途地域における建築等許可申請手数料【第48条第1項～第13項】	180,000	185,100
用途地域における特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転の特例許可申請手数料【第48条第16項第1号】	120,000	123,900
用途地域における日常生活に必要で住居の環境の悪化防止措置がある建築物の建築の特例許可申請手数料【第48条第16項第2号】	140,000	144,300
特殊建築物等の敷地許可申請手数料【第51条】	160,000	164,600
建築物の容積率の特例認定申請手数料【第52条第6項第3号】	27,000	28,400
建築物の容積率の特例許可申請手数料【第52条第10項又は第14項】	160,000	164,600
建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料【第53条第6項第3号】	33,000	34,300
建築物の敷地面積の許可申請手数料【第53条の2第1項第3号又は第4号】	160,000	164,600
建築物の高さの特例認定申請手数料【第55条第2項】	27,000	28,400
建築物の高さの許可申請手数料【第55条第3項又は第4項各号】	160,000	164,600
日影による建築物の高さの特例許可申請手数料【第56条の2第1項】	160,000	164,600
高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料【第57条第1項】	27,000	28,400
高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料【第59条第1項第3号】	160,000	164,600
高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料【第59条第4項】	160,000	164,600
敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料【第59条の2第1項】	160,000	164,600
仮設建築物の建築許可申請手数料【第85条第6項】	120,000	123,900
1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築許可申請手数料【第85条第7項】	160,000	164,600
総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料【第86条第1項】	①建築物の数が1又は2である場合 78,000 ②建築物の数が3以上である場合 78,000+（建築物の数-2）×28,000	①建築物の数が1又は2である場合 80,200 ②建築物の数が3以上である場合 80,200+（建築物の数-2）×29,500
既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料【第86条第2項】	①建築物の数が1である場合 78,000 ②建築物の数が2以上である場合 78,000+（建築物の数-1）×28,000	①建築物の数が1である場合 80,200 ②建築物の数が2以上である場合 80,200+（建築物の数-1）×29,500
敷地内に広い空地を有する総合的設計による一団地の建築物の特例許可申請手数料【第86条第3項】	①建築物の数が1又は2である場合 220,000 ②建築物の数が3以上である場合 220,000+（建築物	①建築物の数が1又は2である場合 226,800 ②建築物の数が3以上である場合 226,800+（建築物

	の数-2) ×28,000	の数-2) ×29,500
既存建築物を前提とした敷地内に広い空地を有する総合的設計による一団地の建築物の特例許可申請手数料【第86条第4項】	①建築物の数が1である場合 220,000 ②建築物の数が2以上である場合 220,000+(建築物の数-1) ×28,000	①建築物の数が1である場合 226,800 ②建築物の数が2以上である場合 226,800+(建築物の数-1) ×29,500
同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料【第86条の2第1項】	①建築物の数が1である場合 78,000 ②建築物の数が2以上である場合 78,000+(建築物の数-1) ×28,000	①建築物の数が1である場合 80,200 ②建築物の数が2以上である場合 80,200+(建築物の数-1) ×29,500
同一敷地内認定建築物以外の建築物に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料【第86条の2第2項】	①建築物の数が1である場合 220,000 ②建築物の数が2以上である場合 220,000+(建築物の数-1) ×28,000	①建築物の数が1である場合 226,800 ②建築物の数が2以上である場合 226,800+(建築物の数-1) ×29,500
同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料【第86条の2第3項】	①建築物の数が1である場合 220,000 ②建築物の数が2以上である場合 220,000+(建築物の数-1) ×28,000	①建築物の数が1である場合 226,800 ②建築物の数が2以上である場合 226,800+(建築物の数-1) ×29,500
複数建築物の認定又は許可の取消し申請手数料【第86条の5第1項】	6,400+(建築物の数×12,000)	6,700+(建築物の数×12,500)
既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画に関する認定申請手数料【法第86条の8第1項】	27,000	28,400
既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画の変更に関する認定申請手数料【法第86条の8第3項】	27,000	28,400
用途変更に伴い既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画に関する認定申請手数料【法第87条の2第1項】	27,000	28,400
用途変更に伴い既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画の変更に関する認定申請手数料【法第87条の2第2項】	27,000	28,400
興行場等への一時的な用途変更に係る許可申請手数料【法第87条の3第6項】	120,000	123,900
特別興行場等への一時的な用途変更に係る許可申請手数料【法第87条の3第7項】	160,000	164,600